様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　２０２５年　４月　１１日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）えぬいーしーばるうぇいかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称　NEC VALWAY株式会社  （ふりがな）いとう　つかさ  （法人の場合）代表者の氏名 伊藤　相  住所　〒１０５－００１４  東京都港区芝一丁目１５番１１号  法人番号１０１０４０１０４５８６４  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社のDXへの取り組み | | 公表日 | 2025年2月20日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社Webサイトに公開  <https://www.necvw.co.jp/ja/dx/index.html>  「基本方針」第1段落、「DXへの取り組み」第1～3段落、「NEC VALWAYが目指すもの」全体、「当社のデジタルトランスフォーメーションへの取り組み」事業戦略セクションの全文 | | 記載内容抜粋 | NECグループのPurpose（存在意義）を果たすために、私たちは「DXアウトソーサー」となることを目指します。「DXアウトソーサ―」とは「先進的なデジタル技術」と「専門性の高い人材」が作り出すサービスを通してお客様の変革を支援するビジネスパートナーとなることです。  近年、社会を取り巻く労働環境は大きな変化を遂げています。「労働力不足」や「働き方の多様化」といった課題が浮上する中、アセットライトな経営や事業変革が求められています。当社では、こうした外部環境の変化に柔軟に対応するため、以下の取り組みを進めています。  ・テレワーク環境の整備  ・AIをはじめとする先端技術の導入と活用  ・人材育成プログラムの強化  ・人事制度の見直し  これらを通じて、変化する社会環境の中でも持続可能で柔軟な経営基盤を構築し、社員一人ひとりが能力を最大限に発揮できる環境を整えてまいります。  NEC VALWAYが目指す「DXアウトソーサ―」とは「先進的なデジタル技術」と「専門性の高い人材」が作り出すサービスを通してお客様の変革を支援するビジネスパートナーとなることです。  そのために私たち自身が最新のテクノロジーの進化を取り入れカルチャー変革を実践し事業創造型企業としてお客様の価値を高めるデジタルトランスフォーメーションの実現に挑戦します。  私たちは、20年以上にわたり培ったアウトソーシング事業の豊富な経験を活かし、変化の激しい環境に柔軟に対応しながら、お客様により付加価値の高いサービスを提供することを目指しています。そのため、当社では以下の5つの事業ドメインを設定し、資源を集中投入しています。これにより、専門性とテクノロジーを融合させる体制を構築し、お客様や社会が直面する多様な課題に的確に応えることが可能となります。私たちは、これらの取り組みを通じて、持続可能な成長と社会への貢献を実現してまいります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2025年1月27日会社の経営方針の決定機関である経営会議にて承認され、同年2月27日の取締役会にて報告し、承認された内容です。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社のDXへの取り組み | | 公表日 | 2025年2月20日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | <https://www.necvw.co.jp/ja/dx/index.html>  「デジタルトランスフォーメーション（DX）推進計画」セクションの全文（一部非公開あり） | | 記載内容抜粋 | デジタルトランスフォーメーション（DX）推進計画  NEC VALWAYは、経営ビジョン「お客様の価値創造を支援し、社会に貢献する企業」を実現するため、デジタルトランスフォーメーション（DX）を段階的に推進してまいります。  第1段階：現状分析と目標設定  まず、現在の業務プロセスやITインフラの現状を詳細に分析し、DXの必要性を明確化します。その上で、業務効率の向上、顧客満足度の向上、新規事業の創出など、具体的なDX目標を設定します。  第2段階：基盤整備と人材育成  次に、クラウドサービスの導入や既存システムのアップグレードを行い、データの一元管理とセキュリティ強化を図ります。また、DX推進に必要なスキルを持つ人材の育成を進め、社内研修や外部セミナーを活用します。  第3段階：プロジェクト実行と評価  具体的なDXプロジェクトを立ち上げ、段階的に実行します。例えば、コンタクトセンターへのAI導入、デジタルマーケティングの強化、ITアウトソーシングの拡大などを進めます。プロジェクトの進捗を定期的に評価し、必要に応じて改善策を講じます。  第4段階：持続的な改善と拡大  DXの成果を継続的に評価し、改善を繰り返します。新しい技術や手法の導入を検討し、成功したDXプロジェクトを他の部門や新規事業に展開し、持続的な成長を目指します。  NEC VALWAYは、これらの段階的なDX推進計画を通じて、お客様の価値創造を支援し、社会に貢献する企業としての使命を果たしてまいります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2025年1月27日会社の経営方針の決定機関である経営会議にて承認され、同年2月27日の取締役会にて報告し、承認された内容です。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | <https://www.necvw.co.jp/ja/dx/index.html>  「組織づくり」セクション全文、「デジタル人材の育成・確保」セクションの第1段落 | | 記載内容抜粋 | 「先進的なデジタル技術」と「専門性の高い人材」が作り出すサービスを通してお客様の変革を支援する「DXアウトソーサー」を目標に、代表取締役執行役員社長をトップとして営業・サービス開発・品質・コーポレートの各機能を担うリーダーで構成する経営会議で、定期的にデジタル経営基盤構築に向けた重点テーマの活動・投資計画等をローリングし、当社のDXを組織横断で推進しています。  人材の育成に関しては、専門機関である人事部　人材開発グループを設置し、全社のDXを推進し活用を促進する役割を担っています。専門的な知識が必要な場合は、事業戦略部　デジタルビジネス推進グループと協業し、DX人材の育成を行っています。これに全社横断でDX推進ができる体制を整備し、DXアウトソーサーとしての確立に向け、DX推進体制を敷いています。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | <https://www.necvw.co.jp/ja/dx/index.html>  「環境整備」セクション全文 | | 記載内容抜粋 | 当社のDXへの取り組みに示したロードマップにもとづき、以下の取り組みを進めています。  ・ワークスタイル変革  NECグループで進めるSmart Work2.0や次世代デジタル基盤改革と連携し、NECデジタルワークプレイスのさらなる高度化により、ロケーションフリーで生産性を向上を目指しています。当社では業務上テレワーク可能な約292人(20%)がテレワークを実践し、半期毎のワークスタイルアンケートで生産性に関するモニタリングを行い、デジタルシフトに向けた働き方改革に取り組んでいます。  ・デジタル人材育成  当社のDXを加速させるために全社員のDXリテラシー習得を推進し、社員一人ひとりの能力を最大限に発揮できる社内環境整備としてスマートワークの推進などワークスタイル変革に向けた取り組みを事業部門と連携して進めています。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社のDXへの取り組み | | 公表日 | 2025年2月20日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | <https://www.necvw.co.jp/ja/dx/index.html>  「DX戦略の達成指標」セクション全文（一部非公開情報あり） | | 記載内容抜粋 | 当社のDX推進戦略の実行状況を測るために、以下の戦略指標を設定しています。  ・ワークスタイル変革  2024年度：スマートワークを支えるオフィス・IT環境の整備  ※292名がテレワーク可能な環境  ・デジタル人材育成  2024年度：全社DX人材育成プログラム始動  2025年度：全社DX人材育成本格開始  2026年度：全新入社員向けDX基礎教育開始  2027年度：DX推進・活用できる人材　250人  ※ 人材は下記5タイプに分別し、資格取得を推奨する  ※ 人材タイプ：マネジメント・デリバリ人材、コーポレート人材、セールスマーケ人材、IT人材、事業開発人材  ・データ基盤  2024年度：コーポレート機関のシステム整備・導入  2025年度：社内データ統合基盤の導入  2026年度：社内生成AIチャットの導入  2027年度：BIツールを使ったデータドリブン経営機能導入 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2025年2月20日 | | 発信方法 | 当社WEBサイト上での社長メッセージ  <https://www.necvw.co.jp/ja/dx/index.html>  「経営者のDXにかける想い」セクション全文 | | 発信内容 | 私たちは、デジタル・パワーで新たな価値を創出し、もっともっと暮らしやすい働きやすい世の中にしたい。私たちの出来ることはまだまだ小さいことかもしれませんが、一つずつ着実に前に進めて参ります。  さて、DXが世に叫ばれる様になってから、どれだけの課題が解決されてきたでしょうか？人が行っていた作業がAIに変わり、逆に、人にしか出来ないことは益々ホスピタリティ性が重要視される。そんな世の中に本当になってきているのか？デジタル化が進むと次の課題が新たに勃発してくる。その鼬競（いたちごっこ）な状況がデジタライゼーションそのものの宿命なのかもしれません。  私たちには、諦めずに追求し続ける勇気と根気強さが必要であり、今日もデジタルとの競争の中にいる。一方で、デジタルは、私たちの直ぐ傍らで、一緒に伴奏してくれているとも言えます。私たちは、デジタル技術を駆使し操るテクノロジースキルと、お客様の環境で専門性を磨き業務ノウハウを高めその両輪で、次々と繰り出す価値を社会へ惜しみなく提供し、これからも社会に貢献して参りたいと思います。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年1月頃　～　2025年1月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」の自己診断フォーマットを、DX認定申請時の資料添付により提出 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年6月頃　～　2024年12月頃 | | 実施内容 | 当社では情報セキュリティを事業継続のための重要な経営基盤として位置づけ、NECグループの情報セキュリティガバナンスを基に当社独自取り組みを進めようとしています。各種施策により経済産業省が策定する「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」Ver 3.0に対応した、高度化するサイバー攻撃への対策、サプライチェーン全体での情報セキュリティ対策などの取り組みを進めています。  セキュリティ監査については、NECのグループ内部監査部門による組織別監査を実施しております。さらに、情報セキュリティに関連する第三者評価・認証にも積極的に取り組んでおり、全社ではプライバシーマーク付与認定を取得しております。また、一部の事業ではISMS認証を取得しております。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。